

北海道受動喫煙防止対策推進プラン素案〔案〕の主な見直し内容

資料 1 - 2

1、専門部会等でのご意見を踏まえた見直し

ご意見の趣旨	対応策等	新旧の 該当箇所																
<p>(加藤院長)</p> <p>○飲食店等における禁煙表示について 禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率が悪化しているのが気になるところである。 〈現状及び目標値〉</p> <table border="1" data-bbox="277 663 965 839"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R2)</th> <th>現状値 (R3)</th> <th>現状値 (R4)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率</td> <td>81.5%</td> <td>78.6%</td> <td>74.6%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (R2)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値	禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率	81.5%	78.6%	74.6%	100%	<p>○飲食店等における受動喫煙防止のための表示の促進について 禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率が低調であることを踏まえ、具体的な取組内容として、飲食店へ条例の趣旨や内容等を周知する旨、追記する。</p>	<p>P4 第7 文言の追記</p>						
	現状値 (R2)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値														
禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率	81.5%	78.6%	74.6%	100%														
<p>(佐野世話人)</p> <p>○ポータルサイトの閲覧数について どういった属性の人に見てもらうことを想定しているのか把握の上、評価する必要がある。 〈現状及び目標値〉</p> <table border="1" data-bbox="277 1098 965 1273"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R2)</th> <th>現状値 (R3)</th> <th>現状値 (R4)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポータルサイトの閲覧数(月平均)</td> <td>920件</td> <td>1,009件</td> <td>994件</td> <td>現状値からの増加</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (R2)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値	ポータルサイトの閲覧数(月平均)	920件	1,009件	994件	現状値からの増加	<p>○ポータルサイトの閲覧数(月平均)について ポータルサイトの閲覧数は、管理権限者の他、道民等へ広く周知する目的で数値目標としたが、一定程度、事業者の取組が進んでいる状況にあることから、直接的な住民サービスの提供者である市町村の取組に関する数値目標へ入れ替える。(詳細は参考資料1のとおり) 〈素案〔案〕の数値目標〉</p> <table border="1" data-bbox="996 1193 1774 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R4)</th> <th>素案目標値 (R17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道受動喫煙防止条例に関する普及啓発を実施する市町村数</td> <td>110市町村</td> <td>179市町村</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (R4)	素案目標値 (R17)	北海道受動喫煙防止条例に関する普及啓発を実施する市町村数	110市町村	179市町村	<p>P9 第10 目標の変更</p>
	現状値 (R2)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値														
ポータルサイトの閲覧数(月平均)	920件	1,009件	994件	現状値からの増加														
	現状値 (R4)	素案目標値 (R17)																
北海道受動喫煙防止条例に関する普及啓発を実施する市町村数	110市町村	179市町村																

<p>(大西部会長)</p> <p>○市町村及び事業者等の取組の促進について 道内で先駆的な取組を行っているところがあるなら明示すべき。</p>	<p>○市町村への情報提供等について 市町村で独自に取り組まれている好事例等（受動喫煙防止に関する条例制定や、住民・事業者等に向けたガイドライン（指針）の作成など）について情報提供する旨、追記する。</p>	<p>P5 第7 文言の追記</p>
--	---	------------------------

2、本道の状況等を踏まえた見直し

	<p>○「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数の目標値更新について 「北海道のきれいな空気の施設登録事業」の登録対象施設のうち、現在の登録状況等を考慮の上、特に多くの者が利用すると考えられる施設（公共交通機関等やスーパーなど）での登録促進を目指し、数値目標を6,000施設とする。（詳細は参考資料2のとおり） 〈現状及び目標値〉</p>	<p>P9 第10 目標値の更新</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R4)</th> <th>目標値 (R5)</th> <th>素案目標値 (R17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数</td> <td>2,397 施設</td> <td>3,000 施設</td> <td>6,000 施設</td> </tr> </tbody> </table>			現状値 (R4)	目標値 (R5)	素案目標値 (R17)	「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数	2,397 施設
	現状値 (R4)	目標値 (R5)	素案目標値 (R17)					
「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数	2,397 施設	3,000 施設	6,000 施設					

	<p>○計画の進行管理と評価について</p> <p>本プランの中間評価時に、受動喫煙防止対策の進捗状況を把握のうえ見直しを行い、すこやか北海道21（たばこ対策推進計画）に統合することを検討する旨、追記する。あ</p>	<p>P10 第11 文言の追記</p>
--	--	--------------------------